

雇入れ時等の安全衛生教育の記録

事業場名：_____ 受講者氏名：_____ 雇入れ・作業内容変更の別と日付：_____ 従事する業務：_____

教育の項目（安衛則35条1項）	この業務で教えた内容	教え方・使った資料	実施日	教えた人	理解の確認	省略した場合の理由
1 機械・原材料などの危険性・有害性と取扱い方法						
2 安全装置・保護具の性能と取扱い方法						
3 作業手順						
4 作業開始時の点検						
5 業務で起こりうる病気の原因と予防						
6 整理・整頓・清潔の保持						
7 事故のときの応急措置と退避						
8 その他（安全・衛生に必要なこと）						

- 労働者を雇い入れたとき、作業内容を変えたときは、その業務に関する安全・衛生の教育を、遅れずに行います（労働安全衛生法59条1項・2項、労働安全衛生規則35条1項）。1～8のうち、その業務に必要な項目を教えます。
- 十分な知識・技能があると認められる人は、その項目の教育を省略できます（安衛則35条2項）。省略したときは理由を書いておきます。以前は農業では1～4を省略できましたが、2024年4月からこの省略の規定はなくなりました。
- 雇入れ時の教育の記録を残すことは法令の義務ではありませんが、誰に何を教えたかを確かめられるように残しておきます。特別教育は記録を作って3年間保存する義務があります（別シート）。記入例の人名は架空のものです。

特別教育の記録（安衛則38条・3年間保存）

事業場名：_____ 年度：_____

実施日	業務の種類（安衛則36条の号）	受講者氏名	実施した人・機関	科目・時間	省略した科目と理由（安衛則37条）	修了証などの保管場所	記録者
例 2026/5/20	第5号の3 最大積載量1トン未満の不整地運搬車の運転	佐藤 花子	〇〇教習所	告示で定める学科・実技（修了証のとおり）	なし	事務所の書類棚（写し）	山田

- 特別教育を行ったときは、受講者・科目などの記録を作り、3年間保存します（安衛則38条）。十分な知識・技能があると認められる人は、その科目を省略できます（安衛則37条）。
- 特別教育の科目や時間は、業務ごとに厚生労働大臣の告示で決められています（安衛則39条）。外部の機関で受けたときも、修了証の写しと合わせて記録を残しておきます。

農業で関係しやすい特別教育の業務（安衛則36条から抜粋）

安衛則36条の号	業務	農業での例	自分の農場で該当するか
第5号	最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転（道路上の走行を除く）	選果場・倉庫での荷役	
第5号の2	最大荷重1トン未満のショベルローダー・フォークローダーの運転（道路上の走行を除く）	堆肥・資材の積み込み	
第5号の3	最大積載量1トン未満の不整地運搬車の運転（道路上の走行を除く）	圃場内の運搬車（クローラー運搬車など）	
第5号の4	テールゲートリフターの操作（荷の積み卸しを伴うもの）	出荷トラックの荷台リフト	
第8号	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理、造材	園地・防風林の立木の伐採	
第9号	機体重量3トン未満の整地・運搬・積み込み用機械、掘削用機械などの運転（道路上の走行を除く）	小型のバックホウ・トラクターショベル	
第10号の5	作業床の高さ10メートル未満の高所作業車の運転（道路上の走行を除く）	施設の修繕・高所の作業	
第14号	小型ボイラーの取扱い	土壌の蒸気消毒などのボイラー（小型ボイラーに当たる場合）	
第41号	高さ2メートル以上で作業床を設けることが困難な所での、フルハーネス型の墜落制止用器具を用いる作業	ハウスの屋根の作業	

- 機械の大きさなどが上の範囲を超えるものは、特別教育ではなく技能講習や免許が必要な場合があります（例：最大荷重1トン以上のフォークリフト）。「農業での例」はわかりやすくするための例で、実際に該当するかは機械の仕様と条文で確かめてください。
- 刈払機の取扱いは法令の特別教育ではありませんが、通達で特別教育に準じた教育が求められています（農林水産省の事業者向けテキスト）。